

遺言を実行する人のことを**遺言執行者**といいます。その遺言執行者は、原則遺言どおりに実行します。ただし遺言執行者は必ず指定しなければいけないものではありません。指定されていない場合、または指定されている人が亡くなっている場合には、必要に応じて家庭裁判所へ遺言執行者の選任申し立てをします。手続き方法は次の通りです。

### 遺言執行者選任手続きについて

申立人	相続人、受遺者・相続債権者などの利害関係人
申立先	遺言者の最後の住所地の家庭裁判所
費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺言書1通につき収入印紙800円</li> <li>連絡用の郵便切手</li> </ul>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>家事審判申立書</li> <li>添付書類                             <ol style="list-style-type: none"> <li>遺言者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</li> <li>遺言書写しまたは遺言書の検認調書謄本の写し</li> <li>遺言執行者候補者の住民票または戸籍附票</li> <li>申立人の利害関係を証する資料(戸籍謄本等)</li> </ol> </li> </ul> <p>※1, 2は、検認後5年間は原則不要</p>

### 遺言執行者の選任フロー

1. 家庭裁判所に上表の必要書類を提出します
2. 家庭裁判所より申立人、遺言執行候補者宛に回答書が送付されます
3. 申立人、遺言執行候補者は、回答書に記入し、家庭裁判所へ返送します
4. 遺言執行者選任結果の審判書が、申立人および遺言執行者に郵送されます
5. 遺言執行者選任手続きが完了します

## 相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンからのご予約はこちらから



最寄りの店舗をお探しの場合はこちら

